

（午後3時35分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、7番 高本勝次君。

〔7番（高本勝次君）登壇〕

○7番（高本勝次君）本日最後になりました。よろしくお願ひします。

通告に従いまして質問いたします。

まず、はじめ、一点目なんですが、子どもの貧困対策に関連した施策についてということで、まず一つ目が、ひとり親家庭に支給される児童扶養手当についてですが、児童扶養手当の目的は何でしょうか。児童扶養手当受給者人数は何人ですか。

児童扶養手当の支給月は現在4カ月に1回の年間3回です。保護者の家計管理を手助けするために、毎月支給に変更する提案がございます。

二つ目に、就学援助や児童扶養手当受給世帯を対象に食品を定期的に届ける、いわゆる子ども宅食を始めることは、子どもの貧困対策の有効な施策になります。自治体がNPOと協力して、ふるさと納税や寄附を募って実施している自治体があります。本市でもぜひ実施していただきたいと思ひます。

大きな項目の二つ目は、介護保険についてです。

一つ目に、介護サービスで生活援助についてお聞きします。生活援助を受けている利用者の人数は、介護度別にそれぞれ何人ですか。

二つ目に、介護度別に、生活援助を受けている利用者の全国平均の利用回数は何回ですか。

三つ目に、ヘルパー資格のない方で生活援

助支援に従事している人数は、各事業所ごとに何人ですか。

大きな項目の三つ目で、（仮称）山田こども園整備計画についてお聞きします。

まず一つは、昨年9月29日に山田地区公民館で地元説明会が開催されましたが、その後の整備計画の進捗状況はどうなっていますか。用地の買収とか地元地域の諸問題への説明会等々です。

二つ目に、地元説明会以降、保育園こども園保護者会と当局との懇談が、いつ、どのような内容で行われたのですか。

三つ目に、三者協議会はいつ設置しますか。その協議会はどのような運営の仕方になるのでしょうかということをお聞きしたいと思ひます。

大きな項目、三つでございます。どうぞ、この場の質問はこれで終わります。どうぞご回答をよろしくお願ひいたします。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君の質問項目1、子どもの貧困対策に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）子どもの貧困対策に関連した施策についてお答えします。

一点目の児童扶養手当ですが、これは父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の児童のために地方自治体から支給される手当で、その家庭の生活の安定と自立の促進並びに児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

また、本市の児童扶養手当受給者数は、平成30年1月末現在で613名です。

次に、児童扶養手当の支給月は、児童扶養手当法で毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を支払うと定められています。また、児童扶養手当法の一部改正が予定されており、平成31年11月支給から年6回の支給となりますので、ご理解のほど、よろしくをお願いします。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）次に、二点目の、いわゆる子ども宅食の実施について検討を始めてはどうかのご提案にお答えします。

平成29年度、本市では総合政策部に教育福祉連携推進室を置き、教育部局と福祉部局の連携強化を図ることにより、市民にとってより安心・安全な子育てができる環境づくりに努めています。

その取り組みの一つとして「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、その分析結果から必要な対策を講じるべく、今後、教育と福祉両部局の施策を総合的に見直し、改善すべきこと、新たに取り組むべきことを検討してまいります。

一方、市民グループやNPOの熱意により、昨年9月から市内に2箇所のこども食堂が開設されています。本市のこども食堂は特定の世帯に限定せず、誰もが利用できるもので、子どもの孤食を減らし、子育て世帯の親子がくつろげる居場所となっていることが特徴です。

これに加え、地域ボランティアの協力で、並行して学習支援も実施されるなど、交流、学びの場ができてきている状況を見ますと、こども食堂が保護者、子どもにとって孤立しがちな生活や気持ちを支えるセーフティネットの役割を果たしていただいていると感じています。

しかしながら、市内に開設されているこど

も食堂は2箇所のみで、橋本市の子どもたち全てのセーフティネットの役割を果たしているとはいえない状況です。今後ともこども食堂の支援の輪を一層広げるための取り組みを推進していきたいと考えています。

議員からご提案いただいた子ども宅食については、東京都文京区が昨年10月から実施した、行政と複数の非営利団体とが共同するコンソーシアム型といわれる新たな取り組みです。文京区に話を伺うと、食品を送ることで関係を深め、相談を受けることでそれぞれの家庭が求めている支援の情報を届けることができるというメリットがある一方で、行政や団体間に生じる考え方の違いの調整や、事業拡大に伴う財源の確保等、解決すべき課題もあるとのことでした。

現在、本市において優先的に取り組んでいる施策としては、子育て世代包括支援センターにおける相談窓口を一本化しつつ、真に支援の必要な子どもの早期発見やこども食堂の支援の輪を広げる取り組みであり、現段階では子ども宅食を実施していく考えはありません。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）はじめに、そうしたら、一つお聞きします。

児童扶養手当法第1条なのですが、ここには、「この法律は父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする」と書かれています。

以前、朝日新聞の記事にも載っておりましたんですが、家計を支えるための公的手当がまとめ支給であるがゆえに、公共料金などの

滞納とまとめ払いを繰り返す不健全な家計運営を余儀なくされている。また、低所得者が陥りやすい心理や行動を考えると、まとめ至急は避けるべきと、ある識者の紹介の記事が載っております。収入の増減のむらで低所得者の生活設計を困難にしているということでもあります。

部長にお聞きしたいんですが、生活困窮者、ひとり親家庭が家計管理の困難さを抱えやすいという、こんな認識は持っておられるか、まず、はじめにお聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）生活困窮者の家計管理についてというご質問ですけれども、一概にそういう傾向があるとは認識はしておりません。その方の個人の資質というところにかかわる部分があるということです。

ただ、一般的な話としては、生活困窮者にそういう家計管理を指導するというプログラムはございます。そのようなことから、そういう事例もあることはあるというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そうしたら、昨年8月14日の東京新聞にも載っておりましたんですが、手当を支給された月に出費がかさむとか、翌月以降の家計が苦しくなり、家賃や公共料金を滞納したり新たな借金を余儀なくされたりするケースがある。離婚後に手当を受けようとしても、申請期間を含め、場合によっては5カ月近く待たなければならないという、年3回のためにこういう問題が起こっているということでもあります。同じ時期に毎日新聞にも同じような記事が載っておりました。児童扶養手当というのは家計の中で大きなウェートを占めておりますが、年3回のまとめ支給では家計を管理しづらいというのが少なくありません。

このような現状を、先ほどはじめに言いましたが、児童扶養手当法の第1条で言われています、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するという意味では、家計管理が困難なところが、国会でもこれ問題になりました。そういうことで厚生労働省も来年11月からという、そういう認識の立場で、そういうふうに変ったんです。

いうことで、やっぱり家計管理が難しいということは政府でも認識されてきたと思いますので、そういう意味ではこの家庭の生活の安定と自立の促進というところを見れば、実施されている現状は具合が悪いんじゃないかなという認識なんですけど、いかがでしょうか。繰り返し伺いますが。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今回の法改正の予定に至ったのはそういうふうな事例なり要望があつて国のほうで検討されてという経過であろうかとは推測しますが、この児童扶養手当の手当法、今、議員がおっしゃられた中に、自ら進んでその自立を図りというふうなことが第2条第2項の中に書かれております。いわゆるこの自立というのは、家計を計画的に運営していくというのも、当然、自立への項目の一つではあるかと思えます。

また、答弁の中で申し上げたとおり、この児童扶養手当法第7条には、その支給の時期が明記されておることから、現在、本市としてはこういうふう運用しておることです。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そうしたら、ちょっとお聞きしたいんですが、2016年4月21日に、先ほど国会のあれを言いましたが、衆議院本会議で児童扶養手当を拡充する改革案が採択されました。そこに附帯決議がありまして、支給額の見直しについて、ひとり親家庭の所

得や生活実態などを踏まえ、生活の安定と自立の促進に寄与するという制度の趣旨に基づいて検討するという附帯決議がありまして、もう一つは支払い方法についての附帯決議がありまして、利便性の向上や家計の安定を図るため、支給回数を含めて改善処置を検討するということが、2016年4月の衆議院本会議で採択されています。

こういうことで、国のほうも現状をやっぱり認識しておる立場から、こういう変更、来年11月から何とか2カ月に1回支給しようというふうに変更されてきているわけなんです。その際に、システムの変更の費用も全部国が面倒を見るということで予定されております。

そんなことでこの機会に、政府からそういう動きが出てきているわけですから、この際に、進んで本市で毎月支給に改善する方向に持っていけないかなと思うんですが、それでちょっとご返事いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）そういう法改正が施行されれば、当然それに基づく適正な事務処理を行ってまいりたいというふうに考えますけれども、現時点の実際、事務の処理の仕方を見れば、例えば、申請をいただいてから認定に至るまでは、いろいろな調査を経まして、少なくとも半月から1カ月程度、実際、時間としてかかります。あるいは、変更があってもそのような時間がかかりますので、はじめの支給に至るまでは少なくとも毎月処理していくというのは難しいというふうに考えますし、年3回が改正されていくというふうな方向に今現在あると聞いていますので、その施行、実施をもって本市も事務処理を改善というか支給回数を増やしていくというふうなことになるかと思えます。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）実際、実施しているところの参考なんですけど、兵庫県明石市では、2018年度の児童扶養手当の支給を、希望者に限ってだけですが、社会福祉協議会に委託する形で、児童扶養手当1カ月相当額を無利子で貸し付ける制度をモデル的にやりました。20人ほどなんですけど、児童扶養手当の支給日に返済してもらおうということでもあります。

明石市は貸し付けの際に面談を実施して、子育ての相談にも応じながら、子どもたちのための先進的な事例にしたいということで、当局がおっしゃっています。2019年度からは希望者全員に実施する予定であるそうでもあります。アンケートや申請時に希望を聞くとのことで、支給の仕方は社会福祉協議会からではなく口座振り込みにする予定にしているとのことで、私が問い合わせをしたら言っていました。

受給資格を喪失した場合に、返還されずに滞納になってしまうのではないかと私も聞いたんですが、アンケート、面談で希望を聞いておりますので、自信がなかったら後で返してもらおうとか返済のことに陥らないんじゃないかなということでおっしゃってありました。

そういうことで、本市も希望を聞いた上でやれんこともないと思いますが、全部で613名ということで、先ほど言うてましたように、受給対象者はそんなにむちゃくちゃ多い人数でないように私は思います。希望者でいえば明石市は20人だったんですけども、希望者を募るという意味ではそんな多くならないと思うので、難しい時間もかからないと思いますので、どうでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今、明石市の例をご紹介いただきました。私ももその事例につきましてはちょっと調査もしてみまし

た。明石市は、基本的には児童扶養手当の支給月というのは法に基づいて変更はできないけれども、貸し付け事業を別に起こして、それを活用することによって、利用者から見れば毎月支給されるというふうなことになるのかなということ、現時点その運用に対しては社会福祉協議会に委託しているという、かなりの事務経費もかけられておるようです。

現時点、本市といたしましては、利用者の方々の利便性という観点からはこれはいいのかなとは思いますが、実際、法に定められた支給回数に基づいて運用しているところございまして、財源の問題もありますので、そういうふうな事業に着手する、やっていくという計画はございません。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）財源の問題は後で返還してもらわねばならないから何の問題もありません。プラスマイナスゼロなので費用はかかりません。

ただ、事務的なことは少しかかるかもわかりませんが、それはやっぱり生活困窮者の人たちの立場に立って見たら、本当にそうなんです。やっぱり2カ月に1回になるにしても、やっぱりまとめて入ってしまうということは、たまっていた借金を返すということもありますので、何とかそういう生活困窮者の人たちに寄り添う形で、何も費用がかかるとはならない、手間はかかりますけど、そういう意味では、やってあげたら、すごく市民が喜ぶんじゃないかと思うんですけども。

その辺でちょっと私の希望としては、来年11月、政府が隔月で支給するというわけですから、それまでにアンケートや調査をしながら、毎月希望される方がおられたら、してあげたらどうかと思うんです。わずかな人数だと思いますよ、聞いてみたら。いっぺん調

べてみたらいいんですけども。希望者がなければやらなくていいんですけど。それでちょっとアンケートや面談なんかで、来年11月をめどに調査していただくようお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）私、先ほど答弁の中で事務経費的なものと申し上げたのは、そういう貸し付けの原資ではなくて、いわゆる事務経費、やはりこれ、1人分ぐらいは軽く要ると思いますので、数百万円、これ毎年の話になってくるという。

これ明石市は今モデル事業としてやっています、先ほどのお話で、今後続けていくのかなというふうに思うんですけども、その結果もちょっと注視したいなというふうに思います。

また、アンケートという、聞き取りの話ですけれども、それはそれとして事業として行うというよりは、窓口で対応するときに聞き取りするというふうな格好でご要望は聞き取りはしようかなというふうには考えております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）明石市は希望者全員すると、おおよそ200人ではないかなとおっしゃっていますけども、口座を使うらしいです。事務経費が要らないようにということで。口座を使えばどうかと思いますので、それも検討していただいて、何とか毎月支給できる方向に動いていただきたいと思うんですが、まだ来年11月からスタートどうですかと言っているんで、まだまだ時間はありますので、ぜひちょっと検討いただくようお願いできませんでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）重ねて申し上げますけども、事務経費というのはいわゆる

人件費部分ではないのかなというふうに推察しています。これ聞き取りだけですのでわかりませんが、そういうふうな、直接経費ではないように私は理解しています。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）何かちょっとわかりにくいんですが、それはもうわかっているんです。そうしたら、いくらぐらいになるのかわかるんですか。そういうことをおっしゃるんですか。その事務経費って。口座振り込みでも事務経費はかかりますか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）私どもの聞き取りの範囲ですけれども、事務委託費ということで500万円というふうに聞いております。

○議長（岡 弘悟君）明石市のほうが事務委託料として500万円を計上しているということですね。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）それは社会福祉協議会を使って500万円かかったんです。私が言うてるのは、口座振り込みでも、そんなにかからないと思いますとおっしゃっていました、私が問い合わせしたら。いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）済みません、私どもも聞き取りだけです。ちょっと内容的にはどちらがというふうなことは判断しかねますけれども、私どもの理解といたしましては、事務経費、いわゆる支給する名簿づくり、その管理、変更、それと口座振替するための手続き、それと窓口での対応等々で事務費がかかるというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）高本議員、基本的には口座振替をしても、どちらにしても1人置かなくてはいけないので、それに対して500万円の経費がかかっているという答弁です。それを口座振替しているから安くならないという

答弁を今、健康福祉部長はされています。

それに関して納得されるかされないかは、また再質問していただいたら結構なんですけども。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）私が問い合わせしたときは、社会福祉協議会を通じて委託するわけですから500万円かかっていた。今度、口座振り込みに、多分200人にもなったらなるでしょうと。ほんだらほとんど経費はかからんでしょうとおっしゃっていましたんですけども、いかがでしょうか。検討できることになるんじゃないですか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）一度調査してみます。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そうしたら、次の子ども宅食について申し上げます。

子ども宅食は就学援助受給者、児童扶養手当の受給者の中の希望者に限って食料品を無料で宅配するものであります。子ども食堂が各地域に実施できるようになる取り組みの中から、行政と市民の協働で子ども宅食も、これも始められるようになったらと私はすごく思います。

そう願っているわけなんです。もうこの3月議会でふるさと応援基金条例の改正案がありますように、みんなで子どもを育てるまちづくりプロジェクト、これを生かしながら、子どもの貧困対策を行政と市民の協働で子どもを育てるまちづくりを大いに進めていかななくてはと、私もすごく思います。

子どもたちの食育、学び、保護者同士のコミュニティなどが横糸ということで表現すると、行政の役割と市民が縦糸でつながっていると。パイル織物ではありませんが、子どもたちに優しいまちづくりができたらと、私は

すごく思います。そういう意味で私もその力になりたいと思いますので、子ども宅食については質問はございません。私自身が申し上げましたので。

福祉と教育の連携推進室、ご苦勞ですけども、これからも頑張っていたきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

これでこの質問は終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、介護保険に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）次に、介護保険についてお答えします。

一点目の、橋本市における訪問介護の生活援助サービス利用者数ですが、平成29年12月サービス分で、要介護1、338人、要介護2、187人、要介護3、69人、要介護4、37人、要介護5、19人で、合計650人となっています。

なお、要支援1、2については、平成28年10月より介護予防・日常生活支援総合事業に移行しており、要支援1、98人、要支援2、150人です。

次に、二点目の、生活援助サービス利用者の全国平均利用回数ですが、厚生労働省介護保険総合データベース、平成28年9月実施の数字で、要介護1、9.2回、要介護2、11.1回、要介護3、13.2回、要介護4、11.3回、要介護5、9.3回となっています。

次に、三点目の、ヘルパーの資格のない方で生活援助支援に従事している人数についてお答えします。

介護保険制度における訪問介護事業所等において訪問介護員として働くためには、介護員養成研修の介護職員初任者研修課程などを受講し修了した旨の証明書の交付を受ける必要がありますが、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスAでは、前述の証明

書の交付を受けていない人でも、市が行う生活支援サポーター養成講座を受講した場合は従事が可能となっています。これは訪問型サービスAが人員基準等を緩和したものであり、基本的に身体介助を行わないサービスであるためです。

本市では2月現在、訪問型サービスA事業者として9事業者を指定していますが、今のところヘルパーの資格のない従事職員はいません。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そうしたら、最初に、質問3点お聞きしましたが、介護保険全般にわたって質問させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

まず、はじめに、ケアマネジャーが介護利用者のケアプランを作成した際、そのプラン内容に個別またはケア会議でケアマネジャーに対して評価・指導が入ることがあります。そこでケアプランの修正が行われた場合に、ケアマネジャーはご自身の仕事に萎縮されることがないでしょうかと思えます。納得されているかどうか気になるんですが、その後、場合によっては、そのケアマネジャーに対する研修を行うということであるそうですが、これまでに研修を行ったことがあるんでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）直接、本市がケアプランチェックを行って、プラン内容のことについて指摘し、研修等を行ったという事例は聞いておりません。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）次にお聞きしたいんですが、家族がいる場合、利用者へのヘルパー派遣は基本的にはできないということなんで

すが、質問の仕方が端的なんです、それで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）ご指摘の部分ですけれども、生活援助サービスは同居の家族がいる場合は原則として利用することができません。しかしながら、同居する家族等が障がい、疾病その他やむを得ない理由により家事を行うことが困難な場合、訪問介護計画に位置づけ提供することができるという取り扱いになってございます。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）私が聞いた、いく人かの方からは来てもらえなくなったんですとおっしゃる方もおられまして、その基準というのは臨機応変にされているということなんでしょうか。どういう、障がいとかいろいろおっしゃいましたけれども、きちっとしたマニュアル、基準があるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）ケアプランの策定の仕方なんですけれども、基本的にはケアマネジャーが本人、ご家族等とお話し合いをしながら策定していくということで、当然、先ほどあげましたけれども、そういうふうな、原則としてはできませんと。また、家族などとの共用部分、これなんか含まれませんということになっております。

それと、プランの策定につきましては、そういう介護が必要な度合い等に基づいて適正に計画を立てるわけですけども、そこにはいわゆる上限がございます。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長、明確な基準があると理解してよろしいですか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）明確というよりは、一定のガイドライン的なものはあろう

かと思います。いわゆる介護の必要な状況に応じて、こういう場合はこういうふうに判断する、この程度を供給するという一定の平均的な取り扱いというのはあります。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そうしたら、私の知り合いの方の例なんです、息子さんと、ご夫婦はどちらも80歳を過ぎています。奥さんは足が悪くてかなり外へ出るのが苦労しています。なかなか出れない。旦那さんは少し認知症がかかっています。息子さんは昼間働きに行っています。これ、だめと言われたんです。こういうケースもだめですか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）その情報だけで一概に判断はできません。したがって、ケアマネジャーが家族の方、ご本人の方等との聞き取りの中でそういう計画を立てていくということに、取り扱いはなっております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）結局、明確な基準、マニュアルというんですか、ないので、臨機応変的にやっているような感じがあるので、断られてしまったんだとおっしゃっていたんです。だから、その辺で本人が困っているんだから、行ってあげたらと思うんですけども、それがだめだと言われたら、もう言うて行くところがないということで相談に来られたんですけど。

その辺が、結局、基準がないからなんです、明確な。こういう症状の場合はあかん、ここまでやったら我慢しなさいとかいうのが明確でない。だから、そこで判断されるから、もう困ってはるんです。それで、どうなんです。基準って、言いにくいかわかりませんが、結局、臨機応変にされているというふうになってしまうんですね、現状は。それ、いかがでしょうか。本人は納得できていない

みたいで。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）明確な基準という表現にあたるものはないかもしれませんが。ただ、一定の基準ということで、その考え方のもとには。本人の希望というのがあります。ご家族の希望もあります。が、やはり、一番考えていかんならんのは、介護保険においてケアプランをつくる時には、介護の重症化を抑制する、あるいは維持する、できれば改善するというようなところで、本人の希望のみに基づいてプランを立てるのではなく、実際、今残っている機能をどれだけ維持していくのかというような観点からプランを立てていくということとなつてございますので、そこは個々のケアマネジャーがそういう理念に基づいて計画を立てることとなっております。

また、定期的、全件ではございませんけども、そういうケアプランについてはケアプランチェックということでサンプリングして、うちのほうでチェックはかけておるといふことでございます。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）私が例を挙げたのは、市役所まで行ったらしいんです、ケアマネジャーじゃなくて。市役所まで直接行って、だめと言われたんですって。だから、どうなんでしょうね、こういうふうに言われてしまったら、本人は。もう足が痛いし、買い物に行けない、息子は昼間働きに行っている。高野山まで働きに行っているんです、高野山まで。帰りが大変だということで、旦那さんも認知症がかかっていて手をやいているそうです。

これでもだめと言われたら、一体どこまでの重症度というんですか、本当に困った話なんですけど、私が今言ったこの条件で、なかなか一概に言いにくいとはわかるんですが、これ、私が言った範囲ではどうでしょう。これ

無理なんですかね。直接、市役所へ行って無理と言われました。

○議長（岡 弘悟君）ちょっと高本議員、その情報で、今、健康福祉部長は答弁に関して難しいと思いますので、ちょっと質問の仕方を変えていただけますか。

先ほどから、健康福祉部長はその件については答弁しているんですけども、その一定の、今の高本議員の情報だけでここで判断するのは、健康福祉部長としてはかなり難しいと思いますので、ちょっと質問の仕方を変えていただけますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）例を挙げて言ったんですが、とりあえず、また相談にお伺いに行きます、その件については。よろしく願いいたします。

要介護者のケアプランの最終決定は、どこで、どのようにされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）その件については、ちょっと事務の手続きを確認してから答弁させていただきます。

○議長（岡 弘悟君）後ほどでよろしいですか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）今のところ4月の法改正の予定になっておりますが、保険者である市町村の自立支援、重症化防止の実績に基づいて調整交付金が出るという制度が始まります。正式には決定されておませんが、市町村を対象にインセンティブ項目ということで、市町村には59項目の評価項目がありまして、都道府県に対しては20項目の評価項目があります。交付金をいただこうと思うと、ケアマネジャーのケアプランにも、ケアプランを立てるときもすごく気にしながらするのはな

いかなと、かなり厳しい点検・評価が暗に入ってくるのではないかという心配があります。

あくまでも介護利用者が介護保険で必要な介護を受けられるようにしなくてはならないと思いますが、その辺ではこのインセンティブ制度が始まるとどうなるのでしょうか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）今のお話の保険者機能の強化等への取り組みにつきましては、あくまでも介護保険の適正な執行の観点から行われるものであるというふうに私どもは考えております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）適正な執行、それはわかりますけど、国のほうはこういう、市町村に対して59項目、都道府県に対しては20項目の評価する制度が始まって、それに合格というたら変な言い方ですけども、あてはまると交付金をあげますよという制度なんです。

そうなる、いろいろこの介護に従事している人たちの関係で、何というんですか、すごくいろいろその項目を気にしながら、ケアプランをつくったり従事するようになるのではないかなとすごく思います。

本市として、こんな調整交付金は要らないよと、気にせえへんよということであれば、そんなに言うことはないんでしょうけど、やっぱりこれが始まりますと、やっぱりどうしても気にしながらケアプランをつくったり従事する形になるのではないかなとすごく思いますので、もらえるものはもらいたいんじゃないかといことであるんじゃないかと思えます。いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）言い方を変えれば、こういうことを意識しながら介護保険を運用していくのが本来の姿であろうかと私

は考えています。だから、例えば、こういう介護従事者の方々も本来の介護保険の運用のあるべき姿に近づけるための取り組みというふうに考えてございます。

それから、先ほどのケアプランについて、決定するのはケアマネジャー自身が決定と。その案が最終になります。

以上でございます。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）いくつか介護の件でお聞きしましたんですが、やっぱり介護を必要とする人たちが、介護のない保険でなくて介護保険を掛けているんですから、やっぱり介護の必要な人たちに必要な介護が行き渡るように、ぜひとも直接声も聞いていただいて、私はすごい今聞いているのは、やっぱりケアマネジャーの人たちから、何か言いにくいよと、意見を言いにくいというふうな意見も聞いています。だからやっぱり、本当に本音でケアマネジャーの人たちの声も聞いてもらえるような、そういうふうな持っていき方をぜひともしていただいて、やっぱり介護を利用する人たちの立場でぜひ進めていただきたいということを申し上げて、これで終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目3、（仮称）山田こども園整備計画に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）（仮称）山田こども園整備計画についてお答えします。

まず、一点目のおただしについてですが、11月末に公私連携法人を決定し、その旨を12月10日付の文書で対象園の保護者宛てに報告するとともに、平成30年1月26日に公私連携法人同席で報告会を開催しました。あわせて、地元区長会にも報告しています。

また、9月29日の地元説明会において質問

のあった主な事項は次のとおりです。

まず、こども園建設用地である現柏原保育園の北側市道幅員が狭く、また、駐車場スペースも狭いため、保護者の送迎時は混雑が予想されることに対し、山田地区公民館東側市道が小学生の通学路ということの指摘もあり、安全面を考慮し、園児の送迎時間帯及び児童の登下校時間帯に警備員を2名程度配置する予定です。また、送迎用駐車場として、こども園北側の駐車場に加え、山田地区公民館の第2駐車場を借用する予定です。

このほか、こども園児の定数が現柏原保育園園児定数より増加することから建設用地面積が狭いと思えるが、どのように考えているかということに対し、保育における子ども1人当たりの面積の基準が国で定められており、その基準は確保されていることから、施設的には問題がないと説明しました。

また、こども園用地の一部の民地については、平成30年度において用地買収を行うための予算を提案しています。

次に、二点目のおただしについては、平成29年11月7日に市長室において、橋本市保育園こども園保護者連合会会長をはじめ5名の役員と懇談会を開催しました。

主な内容として、公設公営のこども園が開設できない理由と計画の進め方について、保育環境の変化への対応策について、施設整備における課題や周辺地域への対応策についての質問がありました。

これらの質問に対し、まず、公設公営のこども園が開設できない理由と計画の進め方については、本市の財政環境の悪化により一度はこども園計画自体を凍結したが、公私連携という新たな手法であれば建て替えが可能であることが判明したこと、既存の保育園は老朽化しているため園児の安全確保のために早急な対応が必要であること、また、こども園

建設は公設として建設する場合には国の補助制度の適用がなく、本市の財政状況から負担が過大であると判断していたが、公私連携方式により民間の力を借りて建設すれば、本市としても事業実施が可能との考えに至ったこと、市の負担部分は合併特例債を活用しての実施を予定していることを説明しました。

本市としては子どもの安全を最優先に考え、この方法で今しかない、急な計画であるとの批判は覚悟の上で事業実施の判断を行ったものであり、子どもを安全に保育する環境づくりは本市の責任であるとの説明を行いました。

また、保育環境の変化への対応については、一定期間の引き継ぎ保育に加え、公私連携法人と協議を行い、市の保育士の派遣を検討する旨、説明しました。

施設整備における課題や周辺地域への対応策については、(仮称)学文路こども園は、元学文路中学校跡地であることから十分な駐車場を確保し安全対策を図ること、(仮称)山田こども園については、園周辺の道路拡幅は困難であるが、山田地区公民館の駐車場を借用することや送迎時に警備員を配置することで対応したいと説明しました。

次に、三点目のおただしについては、三者協議会は各こども園を開園するまではこども課が事務局となり、開園後は公私連携法人が事務局となります。この協議会は各保育園保護者代表3名、各幼稚園PTA代表2名、公私連携法人の職員、本市担当職員から構成されます。なお、地域代表者等に意見を聞く必要がある場合は参加いただくこととなります。

(仮称)学文路こども園に係る三者協議会は平成30年2月20日に第1回目を開催します。

(仮称)山田こども園については開園までに多少時間的に余裕があることから、平成30年

4月中に第1回目を開催する予定となっております。

開催頻度については、当分の間は月1回程度開催する予定です。ただし、三者それぞれから協議会開催の要望があった場合は、必要に応じ開催します。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）ちょっと私が理解できないので、単純な質問かも知れませんが、お聞きしたいと思います。

本市ではじめて公私連携幼保連携型認定こども園が（仮称）山田こども園として建設計画が進められています。そこで、山田こども園整備計画全体にわたってお聞きしたいんですが、まず一つなんですが、山田こども園の法人の住所が長野県上田市となっています。そうすると、ちょっとお聞きしたいんですが、監査権限、これが所在地が長野県上田市ということになっていますので、施設の会計監査とか全体の監査の権限というのはどこにあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）まず、社会福祉法人の監査につきましては、広域になりますので、本部がある長野県が行うことになります。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）所在地が長野県上田市ですから、いろいろ疑問があったときに、これちょっといろいろ調べるのも大変ですね。遠いだけでなく。だから、その辺でちょっと心配はあるんです。例えてのことなんですが、ちょっと単純な質問ですがお聞きしたいんですが、これ建設自身は法人がされると思うんですが、これまでのこども園や公民館のように万歳される、万が一でもそういうこと

が、倒産、破産のようなことに、建築会社になった場合は、その後はどうなるんですか。これは法人の責任で、あと続きは建てるんですか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）実は、保護者説明会等でもそういうふうなご質問がございました。法人が撤退するとか何らかの理由で継続できない場合は、本市が責任を持って継続するというふうに保護者の方々には説明しております。

それと、先ほど私、答弁の中で監査の話を行いました。これ社会福祉法人としての監査は県でございませうけれども、こども園の指導監査というのが別にございまして、それはこども園単位で、こども課の担当職員が行って行くということでございますので、こども園はこども園だけの運営状況を監査するというので、ご理解をよろしくお願いします。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長、法人の破綻の話もしかりなんですけども、建設途中で建設されている業者が破産した場合は引き続き法人が責任をとっていただけるのかどうかというのが高本議員の質問であります。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）失礼しました。

あくまでも建設するのは法人でございますので、法人の責任の範囲内でやっていただくということで理解しております。だから、法人にやっていただくと。発注者は公私連携法人でございますので、公私連携法人、発注者の責任の範囲でやっていただくということになります。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そうしたら、法人ができないと言った場合は、もうとりやめなんですか。途中でやめるということになるんですか。仮定の話ですけど。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）まず、そういうことはまず想定しておりません。したがいまして、協定につきましては、土地の無償貸与を30年間ということで協定を結んでおります。したがいまして、本市側からそういうことは全く現在想定しておりませんし、そういうことがあれば、その協定の相互の義務、責任の範囲内で対応していただくというのが本筋でございます。

ただ、可能性として、万が万が一にもそういうことになった場合、社会福祉法人が成り立たないということになった場合はどうするのかという質問が、実はありました。そのときには本市が責任を持って保育事業を継続するということになります。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）万が万が一ですけども、ほんなら本市の税金であと面倒を見るということですね。責任を持つということは。そういうことで理解したらいいんですね。

それと、先ほど監査の件を言いましたが、こども課のそれはわかります。今の話はわかるんですが、万が一でも監査の内容に不審な点があった場合には、これはまた違うんですね。監査の内容で万が一そういうことが発見された場合は、長野県上田市なんですから、かなりこれ面倒なことになるんじゃないかなと思うんですが、そういう認識でいいんですか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）まず、今のご質問でございますけれども、その点につきましては、当該法人といたしましても、本部は長野県だけれども、当然、理事会案件は別にして、当地での運営については責任者がおるといふふうに説明しております。そういうことで、何が何でも本部のほうまでという。案

件によります。監査指導をして、不適切な部分があれば、それは是正を促す。それから、改善された報告をいただく。これの手続きは当然、内容にもよりますけれども、本市内の事務所というのが責任を持って行うということになってございます。

それから、本市が責任を持ってという、最後の万が一の場合ですけども、当然そのときには事業者との協議、それからそれに対する対策、いろんなその時点で対策方法があると思います。それも含めまして、最終的には本市が責任を持ちますという説明をしております。

○議長（岡 弘悟君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そうしたら、最後にちょっと申しわけないんですが、こんなメモを見まして、橋本市の公立保育園ってどんなところといった、書いたものがございまして、そこにはこんなことが書いてありまして、命を大切にたくましく生きる子ども、優しさ、思いやり、感動を人と共有できる子ども、豊かな感性と創造力を持つ子ども、さまざまな体験に感動し豊かに表現できる子ども。こんな子どもに育ててほしいという思いで、公立保育園では保育士、調理師、保護者の皆さんが協力し合って頑張ってきた経過がございませぬ。だからこそ、山田こども園に対する不安が出てくるのは当然ではないでしょうか。

民設民営のこども園で公立保育園と同じような保育士、調理師、保護者の皆さんの思いが生かされ、協力の関係ができ、子どもたちの育ちができるだろうかということでありませぬ。当局のほうはこのような疑問や不安に一つひとつ丁寧に答えていく責任があると思います。

そういう意味で、今後の（仮称）山田こども園の、三者協議会はこれから進められるんですが、くれぐれも保護者、それ三者の意見

が生かされる内容で進めていかれるように、  
よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで終わります。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）済みません、  
私の答弁の中で、監査等につきまして、うち  
も定期的な監査指導というふうなお話もしま  
たしたけれども、公私連携法人なので、直接  
の監査は県が行うということになってござい  
ます。

○議長（岡 弘悟君）和歌山県という意味で  
すね。どっちの県ですか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）公私連携とい  
うことで、和歌山県でございます。

○議長（岡 弘悟君）高本議員、よろしいで  
すか。

7 番 高本君の一般質問は終わりました。

---

○議長（岡 弘悟君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明  
2月20日午前9時30分から会議を開くことに  
いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

お疲れさまでした。

（午後4時36分 延会）